

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年11月1日 13時33分ごろ
発生場所	関門港 <sup>たのうら</sup> 野浦区 <sup>たちうら</sup> 太刀浦8号岸壁 部埼灯台から真方位304° 1,760m付近 (概位 北緯33°58.1′ 東経131°00.4′)
事故の概要	コンテナ船ふたばは、左回頭して着岸作業中、岸壁に衝突し、続いて着岸中のコンテナ船 <sup>グロリー</sup> GLORY GUANDONG <sup>ガンドン</sup> に衝突した。
事故調査の経過	令和4年11月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 ふたば、749トン 142332、向島ドック株式会社 B コンテナ船 GLORY GUANDONG（中華人民共和国香港特別行政区 籍）、9,993トン 9742039（IMO番号）、GLORY GUANDONG SHIPPING CO.,LTD.
乗組員等に関する情報	A 船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部ハンドレールに曲損等 太刀浦8号岸壁 岸壁上部角に擦過傷、車止めに曲損 B 右舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北西流 約1.4ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、周防灘から関門港に入り、左旋回してから太刀浦8号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けで着岸する目的で、関門航路南側の航路外を北西進した。 船長Aは、船橋で操船に当たり、減速しながら北西進中、いつものところで旋回を始めてふだんどおりに操船すれば、本件岸壁の北西側に続く太刀浦7号岸壁に左舷着けで着岸中のB船の船尾をA船の船尾が通過したのち、バウスラストを使用して本件岸壁に寄せ、A船の船尾をB船の船尾から約30～50m離して着岸できると思い、本件岸壁の北東方沖約330mのところ左旋回を始めた。 A船は、左旋回しながら約1.7knの対地速力でB船の船尾の正横沖約200mに至り、船首が本件岸壁方向を向く態勢になったとき、本件岸壁に沿って北西方へ流れる潮流を左舷方から受けるようになり、船長Aが本件岸壁とほぼ平行に南東進しようと考えていたものの、本件岸壁に対して約40～30°の進入角度をもって本件岸壁に

	<p>接近するようになった。</p> <p>船長Aは、バウスラストを左側へ効かせようと操作したものの、A船の船首が十分に左回頭しないまま本件岸壁に接近し、右舷船首部に格納していた右舷錨付近が本件岸壁と衝突したのち、船尾が右方に振れ、右舷船尾部がB船の右舷船尾部に衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故当時、関門港に入港する際、部埼潮流信号所の電光表示板を見るなどして最狭部の早瀬瀬戸が西流の5knを超える潮流であることを確認していたので、潮流の影響を考え、もっと早目に左回頭を始め、B船から東方に離れた位置で本件岸壁に接近するように操船すれば良かったと、本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、北西方から南東方に延びる本件岸壁付近では、北西方へ流れる潮流があり、本件岸壁の奥にB船が着岸している状況下、本件岸壁に着岸する目的で北西進から左旋回して南東進し、右舷着けで着岸しようとした際、船長Aが、本件岸壁から十分な距離を隔てずに左旋回を行ったことから、潮流の影響により計画していた旋回径よりも大きくなって本件岸壁及びB船に接近することとなり、右舷船首部が本件岸壁に衝突し、続いて右舷船尾部がB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、いつものところで旋回を始めてふだんどおりに操船すれば、A船の船尾をB船の船尾から約30～50m離して着岸できると思ったことから、本件岸壁から十分な距離を隔てずに左旋回を行ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が、北西方から南東方に延びる本件岸壁付近では、北西方へ流れる潮流があり、本件岸壁の奥にB船が着岸している状況下、本件岸壁に着岸する目的で北西進から左旋回して南東進し、右舷着けで着岸しようとした際、船長Aが、本件岸壁から十分な距離を隔てずに左旋回を行ったため、潮流の影響により計画していた旋回径よりも大きくなって本件岸壁及びB船に接近することとなり、右舷船首部が本件岸壁に衝突し、続いて右舷船尾部がB船に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、潮流の影響を受ける海域で旋回して着岸する際、目的の岸壁付近に他の船舶が着岸している場合、潮流の影響を考慮し、着岸中の船舶から十分な距離をとり、適切な進入角度で岸壁に接近できるように操船すること。</li> </ul>